

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会 ヒアリング資料

平成29年10月
地方公共団体金融機構

目次

地方公共団体金融機構の概要等	1
機構業務の在り方に関する検討	5
法律の施行状況	7
地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等.....	22
業務の重点化	31
自主的かつ一体的な経営の確立.....	35

地方公共団体金融機構の概要等

地方公共団体金融機構の概要

根 拠 法

- 地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

目 的

（機構法第1条）

- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること

出 資

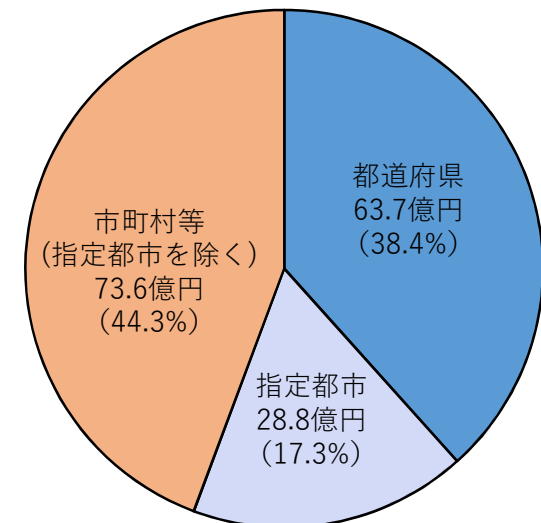
- 総 額 166億210万円
- 出資者 全ての都道府県
及び市町村等1,789団体

貸付金残高

（平成29年3月末）

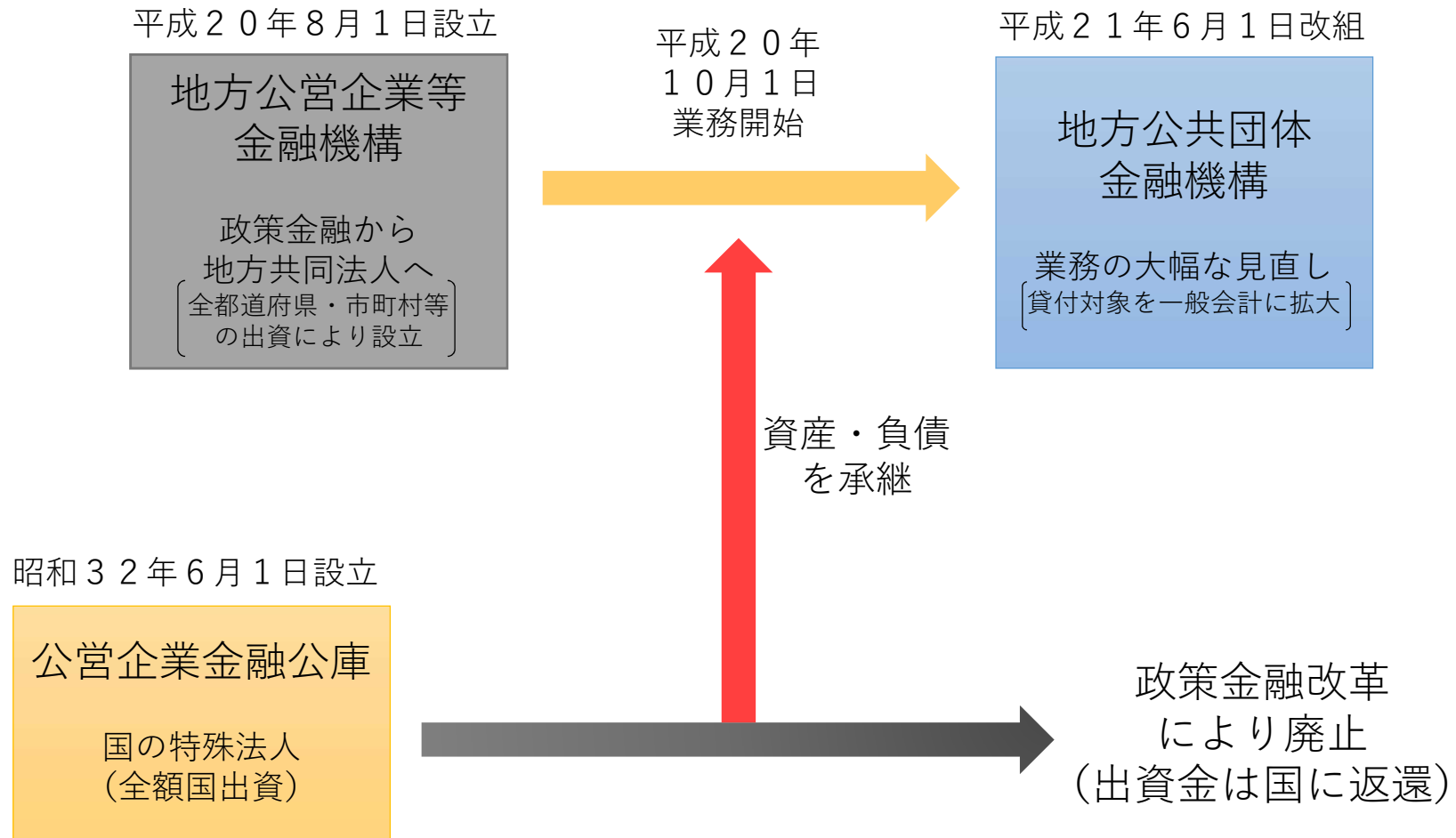
- 約23兆7千億円

地方公共団体別出資額及び割合



※出資額の合計については、
四捨五入のため、実際の額とは異なる。
※市町村には特別区を含む。

設立の経緯等①



設立の経緯等②

地方公営企業等金融機構の設立（政策金融から地方共同法人へ）

- 政策金融改革は、資金の流れを「官から民へ」改革し、経済全体の活性化につなげていくため、「民間にできることは民間に」委ねるとの観点から見直しを行ったもの。
- 公営企業金融公庫については、政策金融スキームで行う必要はなく、廃止。
- 「国から地方へ」という地方分権の趣旨も踏まえ、全ての地方公共団体が出資し、資金調達のための新組織（地方公営企業等金融機構）を自ら設立。
- 国は新たな出資・保証等を行わず、地方の代表者が参画する「代表者会議」を最高意思決定機関として設置。最小限の国の関与の下、地方共同法人として自主的に経営。

地方公共団体金融機構への改組（業務の大幅な見直し）

- リーマン危機時の「生活対策」（平成20年10月30日 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれた。
- 総務大臣から地方財政審議会への検討要請に基づき設けられた「地方共同の金融機構のあり方に関する検討会」では、地方共同の金融機構の創設が地方分権改革に即したものであることを基本として検討が行われ、地方公営企業等金融機構について、「地方の共同資金調達機関として創設されているにもかかわらず、その貸付対象が原則として公営企業に限定されていることについては、地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応できない等の問題点が指摘されることから、一般会計への貸付けを可能とすることにより、早急に解決を図るべきである。」とされ、これらを踏まえ、平成21年6月、地方公営企業等金融機構が地方公共団体金融機構に改組され、貸付対象に一般会計債が追加された。

機構業務の在り方に関する検討

地方公共団体金融機構法に基づく検討

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）抄

附 則

（検討）

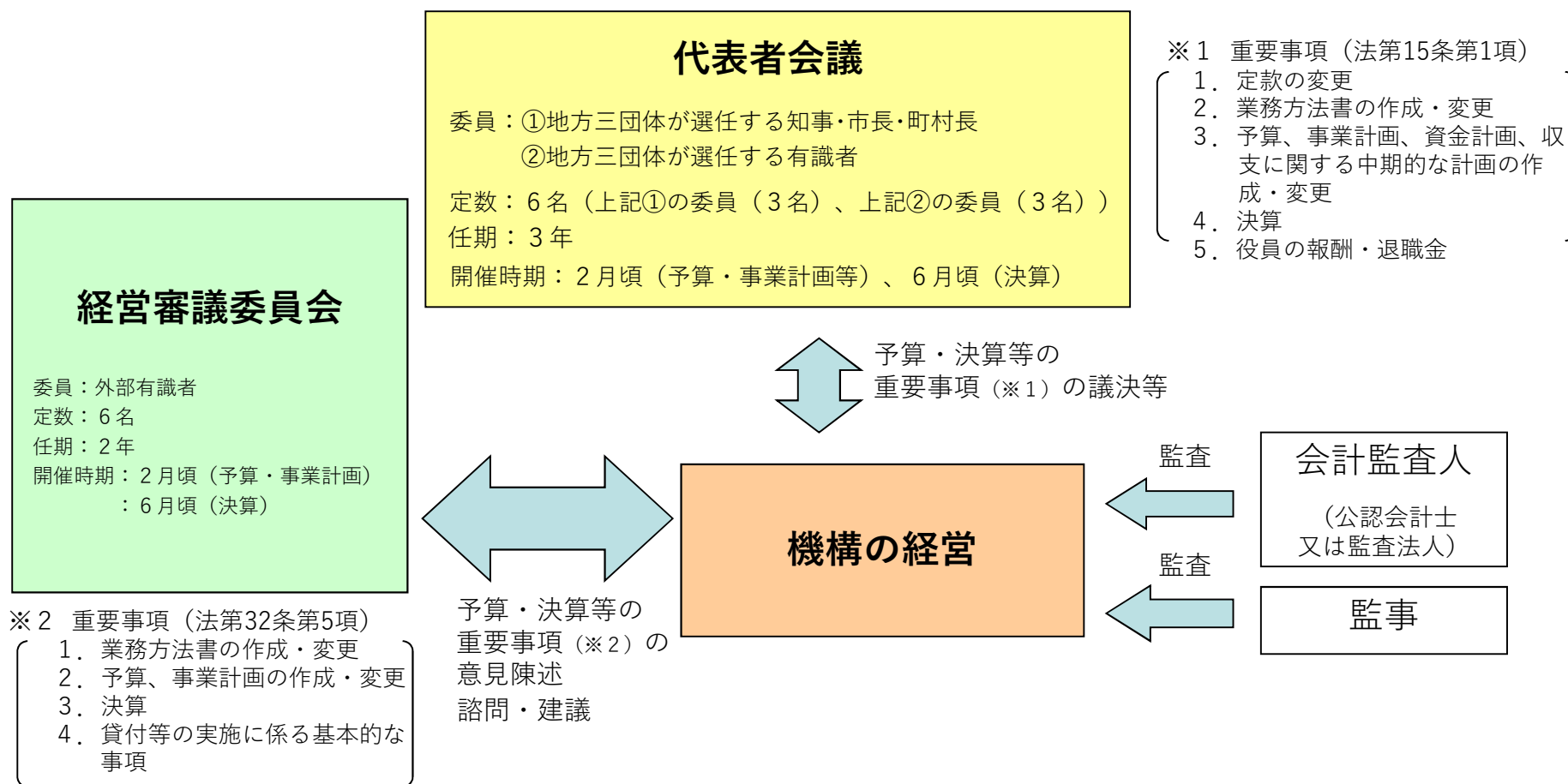
第二十五条 政府は、平成二十九年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

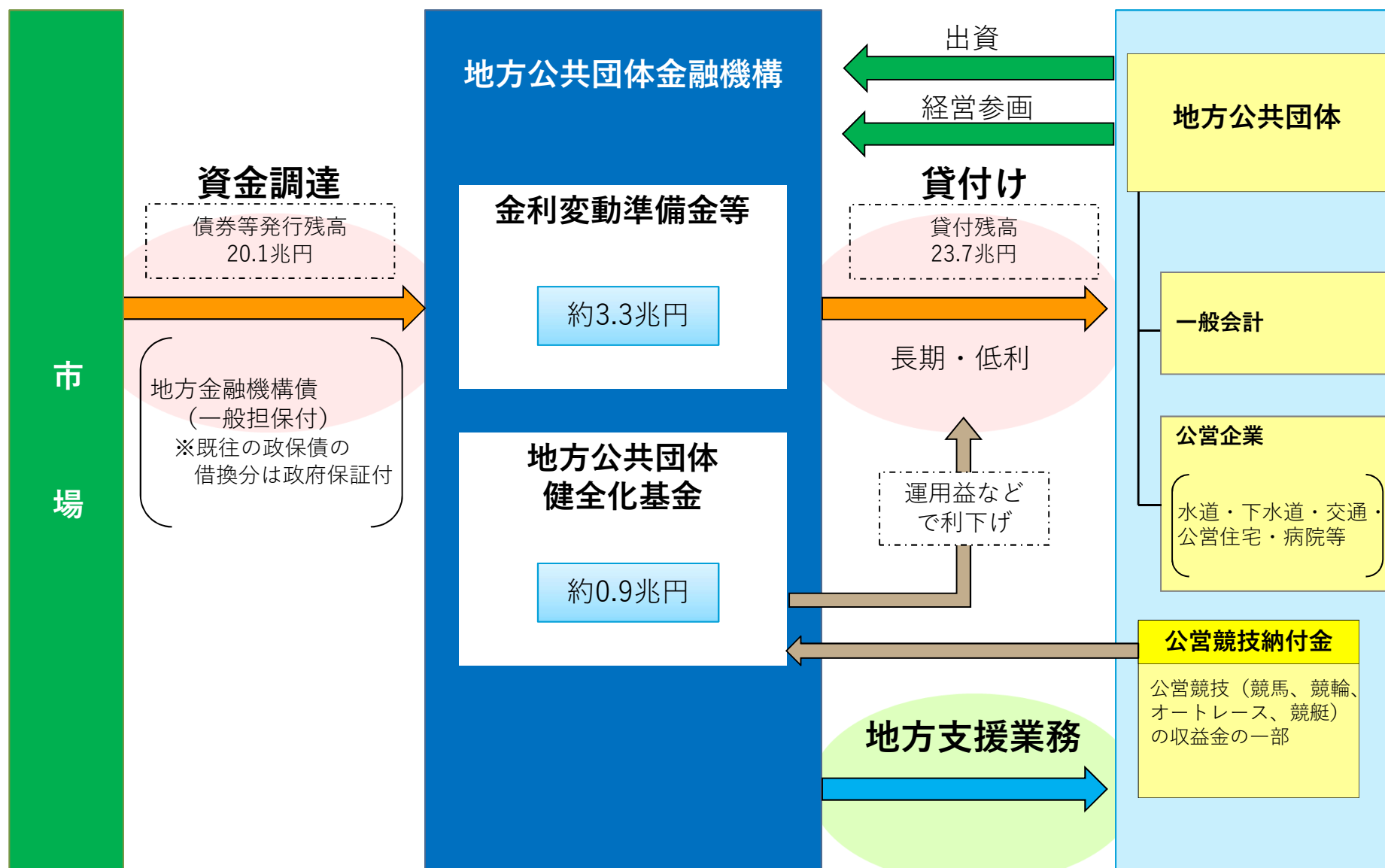
法律の施行状況

地方公共団体及び外部有識者等によるガバナンス

- 地方公共団体の代表者等で構成される代表者会議が、最高意思決定機関として予算・決算等、機構の運営全般にわたる重要事項についての議決権等を有しており、そのガバナンスの下、自律的に運営。
- 外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や会計監査人の監査等により経営をチェック。



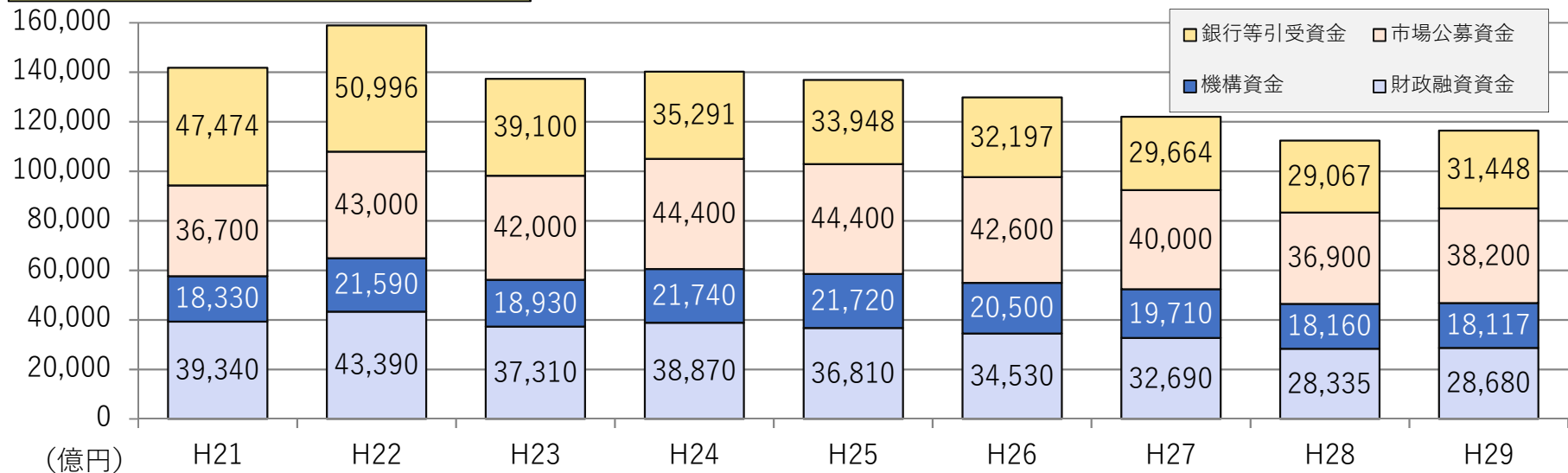
基本的な仕組み



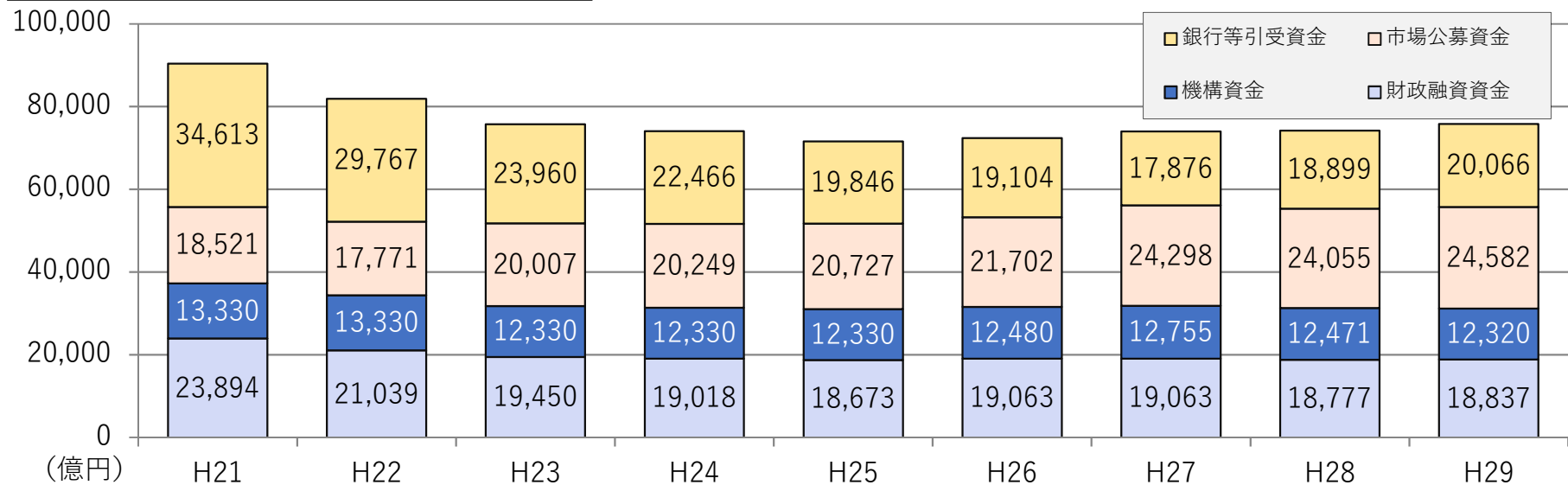
(計数は平成29年3月末現在)

貸付けの状況（地方債計画（当初）ベース・資金区分別）

通常収支分 + 東日本大震災分

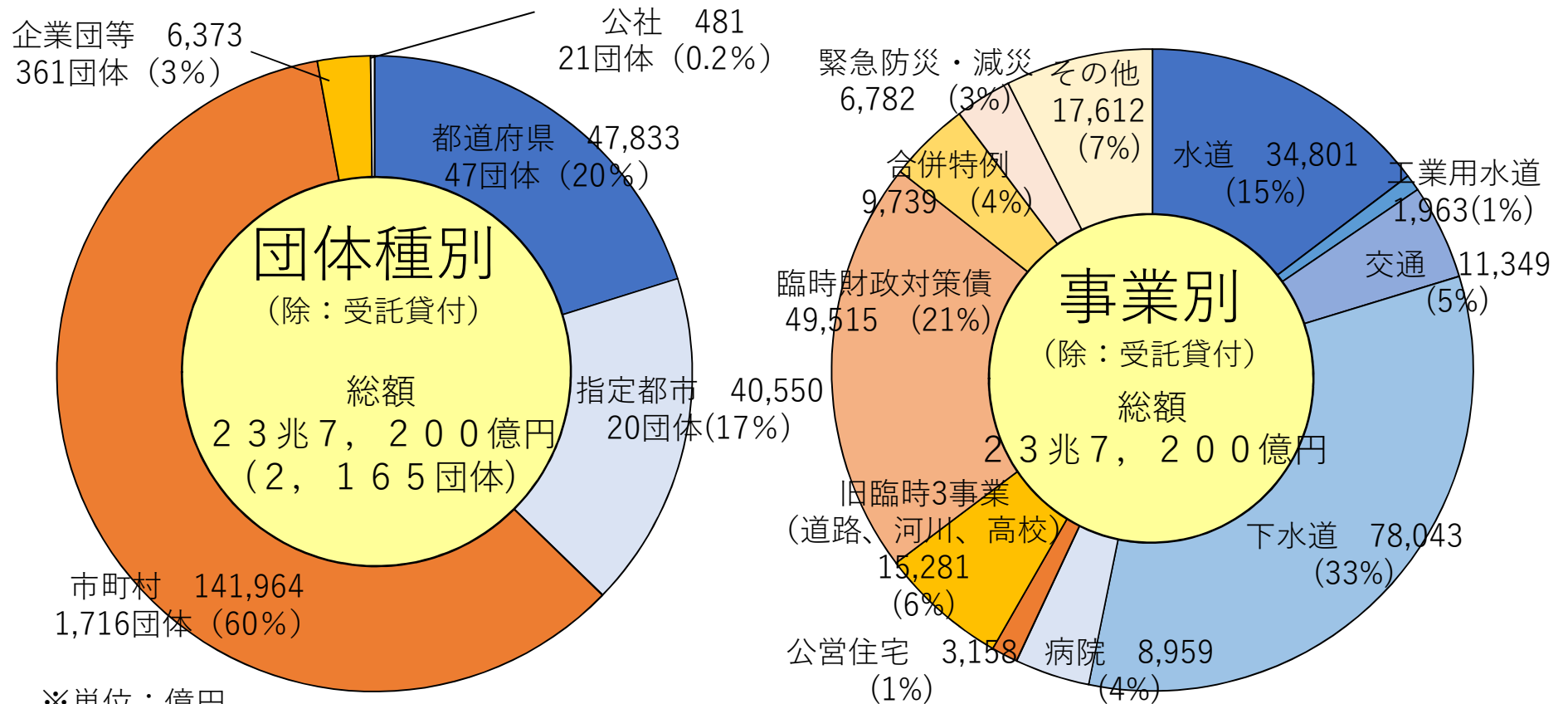


通常収支分（臨時財政対策債除き）



貸付けの状況（機構資金の貸付金残高）

- 平成28年度末で貸付金残高を有する都道府県・市町村数は、1,788団体中1,783団体（全都道府県・市町村等の99.7%）。団体種別では、貸付金残高全体に占める市町村の割合は約60%。
- 事業別では、公営企業金融公庫時代から貸付けを行ってきた公営企業が大きな割合を占める。



※単位：億円

※ ()数は貸付金残高に対する割合

※ 市町村には特別区を含む。

平成29年3月31日現在

貸付けの状況（平成29年度債の償還期間（機構資金））

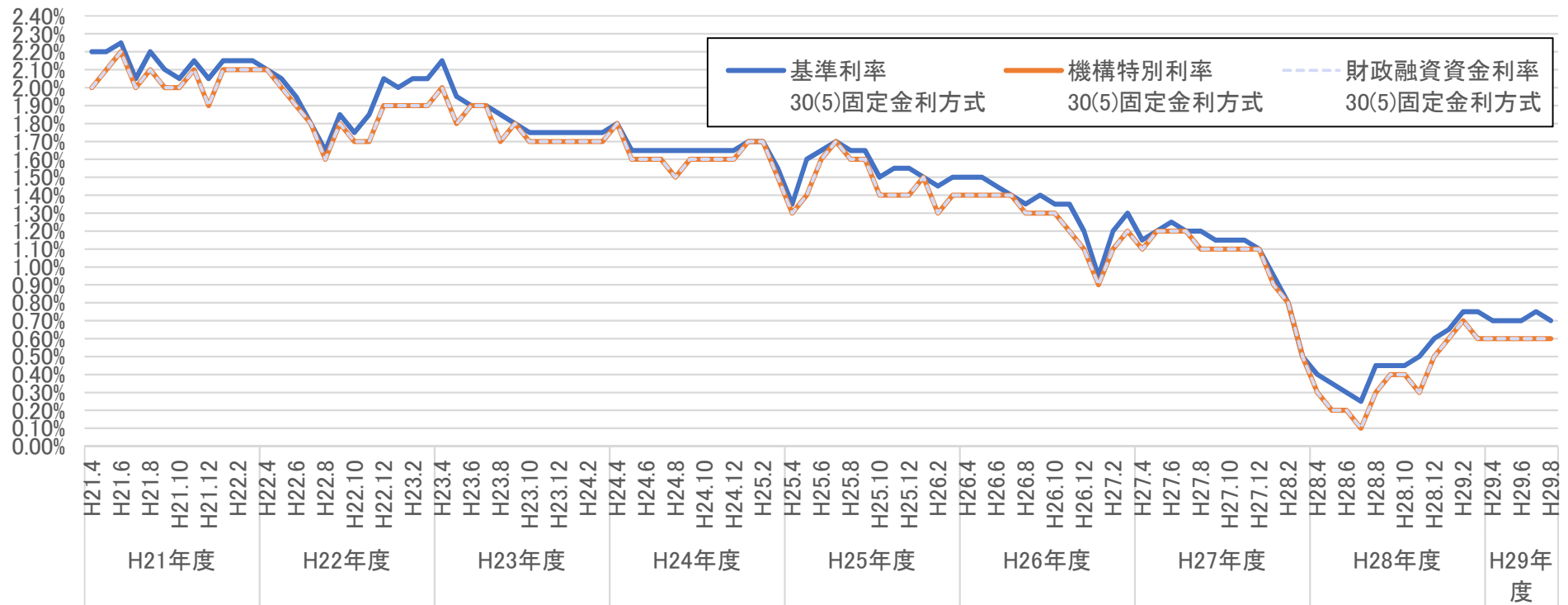
主な貸付対象事業		償還期間 (年以内)	
一般会計債	公 共 事 業 等(※)	20	
	公 営 住 宅 事 業	25	
	教育・福祉施設等 整備事業	学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業(※)	25
		社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	20
		一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	15
	一般単独事業	一 般 事 業(※)	30
		地 域 活 性 化 事 業	30
		防 災 対 策 事 業	30
		地 方 道 路 等 整 備 事 業	20
		合 併 特 例 事 業	30
		緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	30
臨時財政対策債	公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業	30	
	都 道 府 県 ・ 政 令 指 定 都 市	30	
公営企業債	市 町 村	20	
	水 道 事 業	40	
	工 業 用 水 道 事 業	40	
	交 通 事 業(※)	40	
	電 気 事 業(※)	30	
	ガ ス 事 業	25	
	港 湾 整 備 事 業(※)	40	
	病 院 事 業(※)	30	
	市 場 事 業	40	
	と 畜 場 事 業	30	
下 水 道 事 業	40		

(※) 当該事業のうち、最も償還期間が長い事業について記載

貸付けの状況（利率）

- 地方公共団体健全化基金の運用益等を活用して、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率から財政融資資金の貸付利率を下限に利下げした利率（機構特別利率）で貸付け。
- なお、基準利率は、収支相償の考え方にに基づき、資金調達コストを勘案し設定。

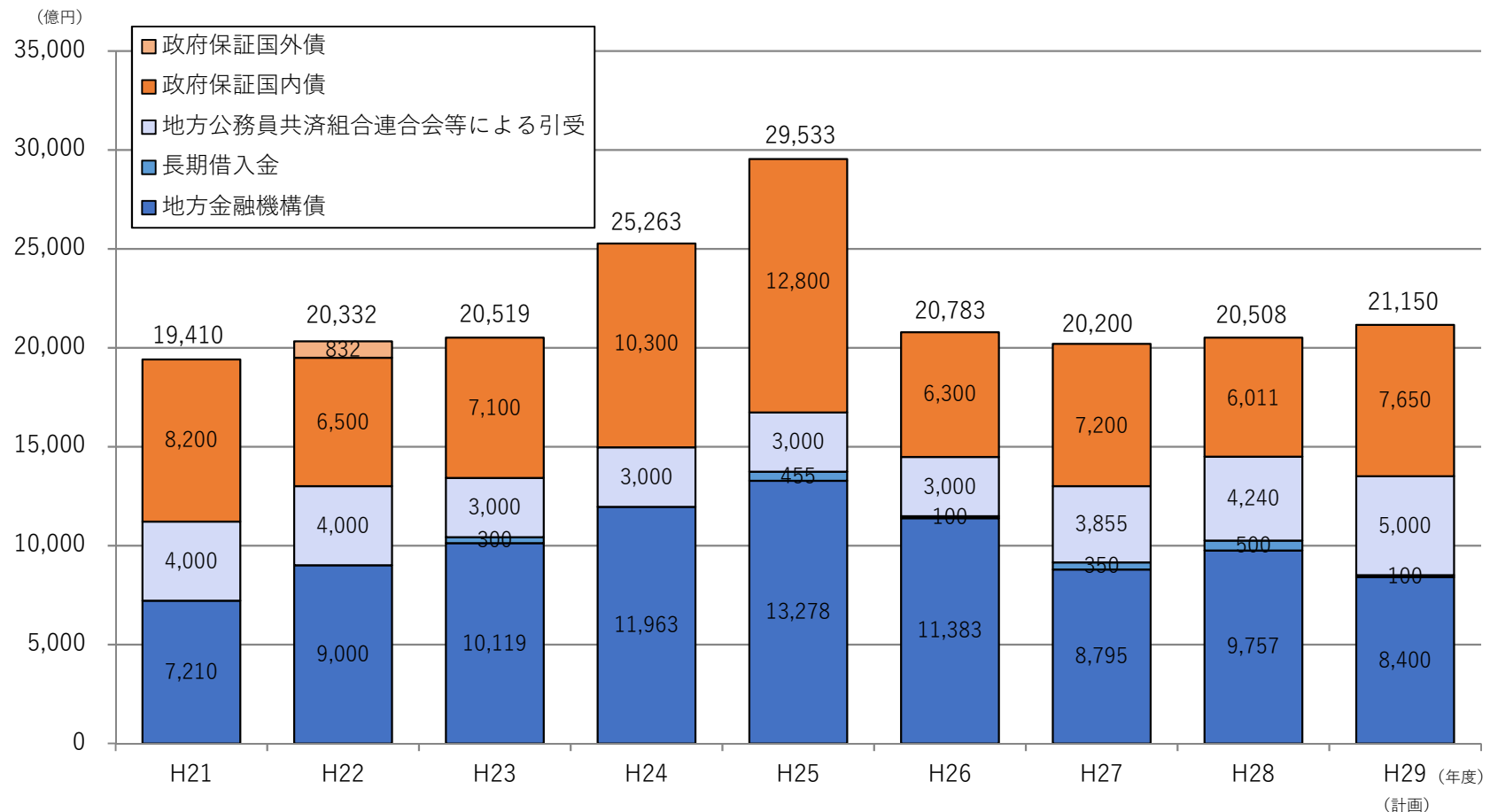
固定金利（償還期間30年・据置5年）



※ 1 機構特別利率のうちH21.4～H24.3は、臨時特別利率
 ※ 2 H21年5月以前は、償還期間28年、据置期間5年

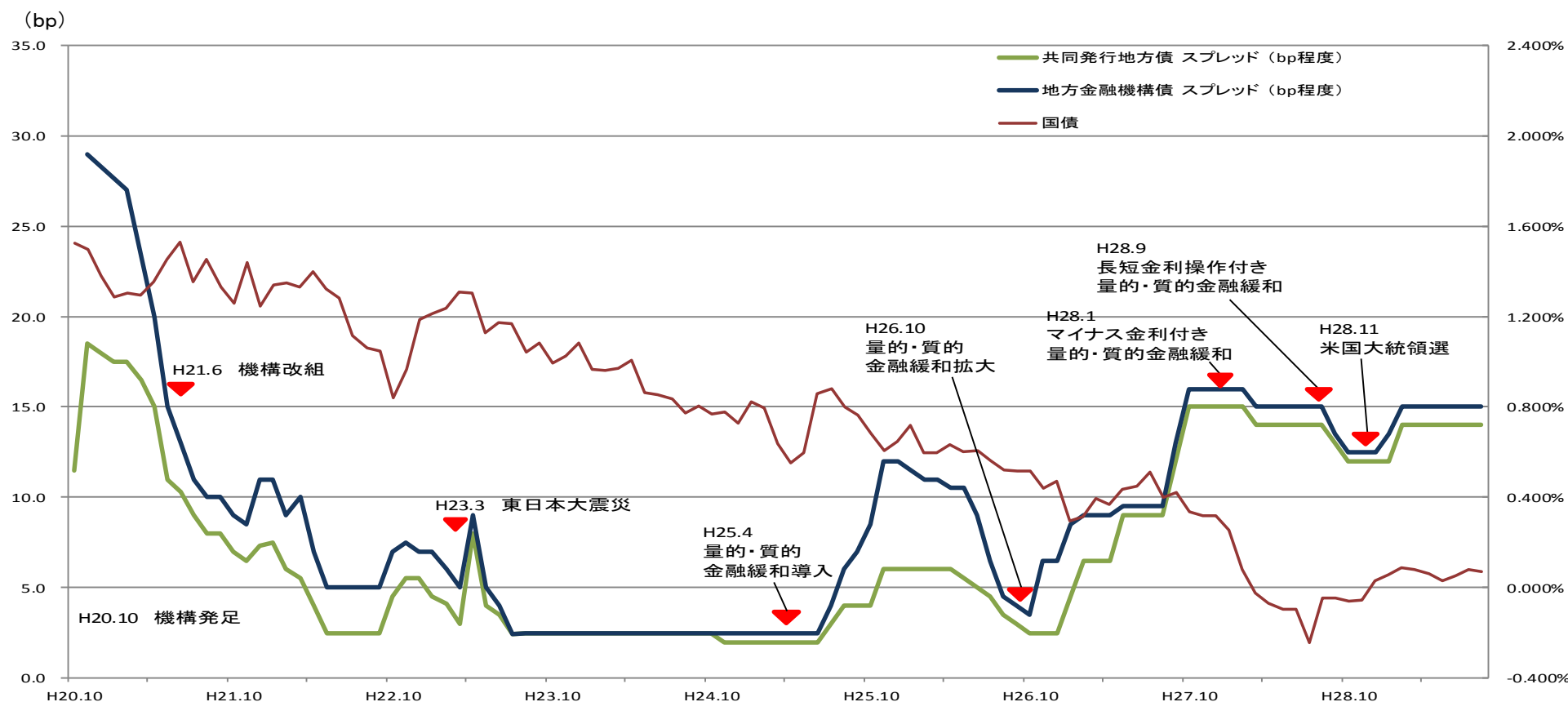
資金調達状況（調達額の推移）

- 貸付に必要な資金については、非政府保証の地方金融機構債等で確保。ただし、公庫債権管理業務に必要な資金を調達する場合には政府保証債を発行。
- 平成21年度以降、毎年度約2兆円（多い年度は約3兆円）の資金調達を安定的に実施してきたところ。



資金調達状況（地方金融機構債（非政府保証）10年債スプレッドの推移）

- 安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努めてきたところ。
- 極めて厳しい低金利環境の下、足許の対国債スプレッドはやや広がっているものの、対市場公募地方債とのスプレッドは、近年は1.0bp（0.01%）程度で推移。



※スプレッドは償還月補正後の値。

※国債利回りは毎月の入札日当日の平均落札利回り。

※H28.5～H28.7の共同発行地方債、H28.4～H28.7の地方金融機構債は絶対値にて条件決定しており、対国債スプレッドは参考値である。

資金調達状況（資金調達の多様化への取り組み）

年度	国内債等	国外債
平成20年度	<p>【11月】初の機構債(非政府保証10年債)発行</p> <p>【1月】初の機構20年債の発行</p> <p>【2月】初の機構5年債の発行</p>	
平成21年度	<p>【4月】定例債として機構10年債の発行開始</p> <p>【6月】定例債として機構20年債の発行開始</p> <p>【7月】FLIP（※1）の発行開始</p>	
平成22年度	<p>【5月】定例債として機構5年債の発行開始</p>	
平成23年度	<p>【3月】長期借入金による資金調達（7年・300億円）</p>	<p>【1月、3月】初の非政府保証外債の発行 (米ドル・豪ドル・NZドル 計8.71億米ドル)</p>
平成24年度	<p>【8月】スポット債（※2）の発行（7年・200億円）</p> <p>【1月】スポット債の発行（15年・150億円）</p>	<p>【9月】初のベンチマーク（※3）非政府保証外債の発行 (5年・10億米ドル)</p> <p>【3月】初の国内個人向け売出外債の発行（5年・1億豪ドル）</p>
平成25年度	<p>【5月】長期借入《初のシンジケートローンによる資金調達》 (10年・185億円)</p> <p>【8月】スポット債の発行（3年・200億円）</p> <p>【2月】スポット債の発行（2年・500億円）</p>	<p>【9月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（5年・15億米ドル） ※米国の機関投資家も販売対象に追加</p>
平成26年度	<p>【6月】スポット債の発行（30年・150億円）</p>	<p>【9月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（7年・10億ユーロ） ※初のユーロ建てベンチマーク非政府保証外債</p> <p>【2月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（10年・10億米ドル） ※ベンチマーク非政府保証外債では初の10年債</p>
平成27年度	<p>【7月】初の40年債をFLIPにより発行（100億円）</p>	<p>【4月】ベンチマーク非政府保証外債の発行（7年・10億米ドル） ※米ドル建てのベンチマーク非政府保証外債では初の7年債</p>
平成28年度	<p>【4月】定例債として機構30年債の発行開始</p> <p>【4月】地共連引受債の発行（20年）</p>	

※1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定することにより債券を機動的に発行する機構独自の仕組み。

※2 スポット債は、定例債（現在は10年・20年・5年・30年）とは異なる年限で発行する債券。

※3 ベンチマーク債は、欧米市場である程度の流動性が期待できるとされる、発行規模がベンチマークサイズ（目安として5億米ドル相当以上）の債券。

資金調達状況（平成28年度資金調達計画と実績）

○ 平成28年度の資金調達額は約2兆500億円。

■ 公募債等

債券の種類	平成28年度計画(当初)(注2)	平成28年度実績
10年債	2,400億円	2,400億円
20年債	1,200億円	1,300億円
5年債	200億円	350億円
30年債	200億円	200億円
スポット債	-	-
FLIP	2,000億円	2,675億円
国外債(5年・7年)	2,200億円	2,832億円
長期借入(2年)	300億円	500億円
フレックス枠(注1)	1,300億円	-
合計	9,800億円	10,257億円

(注1) フレックス枠については、各種国内債、国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等に活用

(注2) 平成28年度計画は11月に10,300億円に見直し。

■ 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成28年度計画	平成28年度実績
10年債	1,900億円	1,915億円
20年債	2,300億円	2,325億円
合計	4,200億円	4,240億円

■ 政府保証債

債券の種類	平成28年度計画	平成28年度実績
10年債	2,400億円	2,400億円
8年債	1,200億円	1,200億円
6年債	2,000億円	2,000億円
4年債	400億円	400億円
合計	6,000億円	6,000億円

※ 政府保証債の実績については、発行額を記載。

決算の状況

単位：億円

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常利益	2,501	2,475	2,300	2,130	1,880
当期純利益	88	160	216	208	265
貸付額	12,907	18,329	18,041	18,864	21,270
貸付金残高	231,849	222,318	223,874	226,686	230,829

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (予算)
経常利益	1,804	1,689	1,602	1,495
当期純利益	309	301	278	234
貸付額	19,255	18,608	17,251	17,400
貸付金残高	234,376	236,645	237,200	237,895

地方支援業務の状況（全体像）

- 地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達等を効率的・効果的に行えるよう、次の4つを支援の柱として地方支援業務を実施
 - 人材育成：地方公共団体の職員が各団体において財政運営の健全性を確保する上で必要な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施。
 - 実務支援：自治体ファイナンス・アドバイザーや外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じ、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け支援を実施。
 - 調査研究：地方公共団体の財政運営や資金調達等に関する調査研究を実施。
 - 情報発信：地方公共団体に有益と考えられる情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて調査・分析を行い、地方公共団体に提供。
- 平成25年度に地方支援部を設置し、体制を強化

人 材 育 成	実 務 支 援
<ul style="list-style-type: none"> ①JFM地方自治体財政セミナー H28：322人(3会場) ②資金調達入門研修 H25～28：1,694人(28会場) ③資金運用入門研修 H26～28：542人(7会場) ④宿泊型研修(JAMP・JIAM) H22～28：601人参加 ⑤出前講座 H22～28：421箇所 延5,647団体、15,444人が受講 	<ul style="list-style-type: none"> ①自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言 H22～28：477件 ②住民参加型市場公募地方債発行支援H22～28：12団体 ③専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業会計制度見直し支援 H24～26：139回 ・地方公営企業会計の適用拡大及び経営戦略の策定支援 H27,28：109回 ・地方公会計制度に係る統一的な基準導入支援 H27,28：73回
調 査 研 究	情 報 発 信
<ul style="list-style-type: none"> ①地方公会計の活用に関する調査研究(H28) ②資金調達等に係る調査 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の資金調達等に関する調査 ・諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ①金融経済指標データ等の提供 ②E-ラーニング、研修テキスト

地方支援業務の状況（出前講座）

- 出前講座は、地方公共団体の要望に応じて講師を派遣する「オーダーメイド型の講座」。
- 地方公共団体のニーズや個別の要望に応じて、実践的な内容の追加や先進事例の紹介等、講座内容の充実やメニューの追加などの調整を図りながら実施。
- 市町村向けが大半を占めており、小規模団体の人材育成に貢献。

< 講義テーマの例（資金調達） >

地方債の金利総論 [1時間程度]

地方債の金利の見方やものさしとなるさまざまな金利を解説

- 内容
- ・地方債の金利を見る視点
 - ・債券市場から見た地方債の金利
 - ・金融機関から見た地方債の金利
 - ・金利豆知識
 - ・より良い資金調達を行うために

実践スプレッド分析 [2時間程度]

金利スワップレートなどのものさしとなる金利をもとにスプレッドを推計する手法を解説。講義と電卓を利用した演習を実施

- 内容
- ・借入の種類
 - ・銀行の貸出利率の決定方法
 - ・平均償還年限によるスプレッド推計

業態別の貸出スタンスの違い [30分程度]

銀行等引受債の貸し手である金融機関の貸出スタンスの違いを解説

- 内容
- ・銀行、信用金庫、農協等の資金調達方法と収益管理方法の違い
 - ・業態別の貸出スタンスの違い

地方債の借入交渉 [各テーマ20分程度]

金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説

以下のテーマを用意*

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 指定金融機関と入札方式 | ② 借入期間と固定金利方式 |
| ③ 金利見直し方式 | ④ 変動金利方式 |
| ⑤ 基準金利の考え方 | ⑥ 据置期間 |
| ⑦ 借入時期 | ⑧ 債権譲渡 |

借入のチェックポイント 借入交渉のテーマをコンパクトに1時間程度にまとめた講義も可能です。

※各テーマを必要に応じてご自由にご組み合わせをお願いいたします。

① 指定金融機関と入札方式

- ・入札方式とは？
- ・入札方式と相対交渉方式のバランス
- ・指定金融機関業務に係るコスト
- ・入札方式の留意点

② 借入期間と固定金利方式

- ・借入期間に関する銀行の考え方
- ・借入期間に関する自治体の考え方
- ・固定金利方式における留意点

③ 金利見直し方式

- ・金利見直し方式とは？
- ・銀行と自治体の考え方の違い
- ・金利見直し時の金利決定方法
- ・金利見直しを迎えた場合の留意点

④ 変動金利方式

- ・変動金利方式とは？
- ・銀行と自治体の考え方の違い
- ・変動金利方式のメリットとデメリット

⑤ 基準金利の考え方

- ・さまざまな基準金利
- ・平均償還年限を考慮した基準金利の重要性
- ・加重平均利率の考え方

⑥ 据置期間

- ・据置期間の意義
- ・据置期間の有無による金利水準の違い
- ・据置期間の有無による公債費の違い

⑦ 借入時期

- ・地方債制度と借入時期の関係
- ・金融機関から見た借入時期
- ・借入時期の決定方法

⑧ 債権譲渡

- ・債権譲渡とは？
- ・金融機関から見た債権譲渡
- ・自治体から見た債権譲渡

地方支援業務の状況（自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言・専門家派遣）

- 自治体ファイナンス・アドバイザーや特定テーマに知見を有する外部有識者等の専門家が地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け支援を実施。

自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を実施。

《相談事例》

- ・ 借入金利のスプレッド分析支援
- ・ 借入年限の多様化に関する助言
- ・ 入札・見積り合わせに係る助言
- ・ 金利見直し方式の借入契約書作成に係る助言

《件数》

平成24年度	66件
平成25年度	63件
平成26年度	93件
平成27年度	84件
平成28年度	93件

専門家派遣

都道府県が開催する研修会等に地方公会計の導入等を進めるための専門家（公認会計士）や実務経験者（先進自治体職員等）を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで各種新制度への円滑な移行をサポート。

《テーマ例》

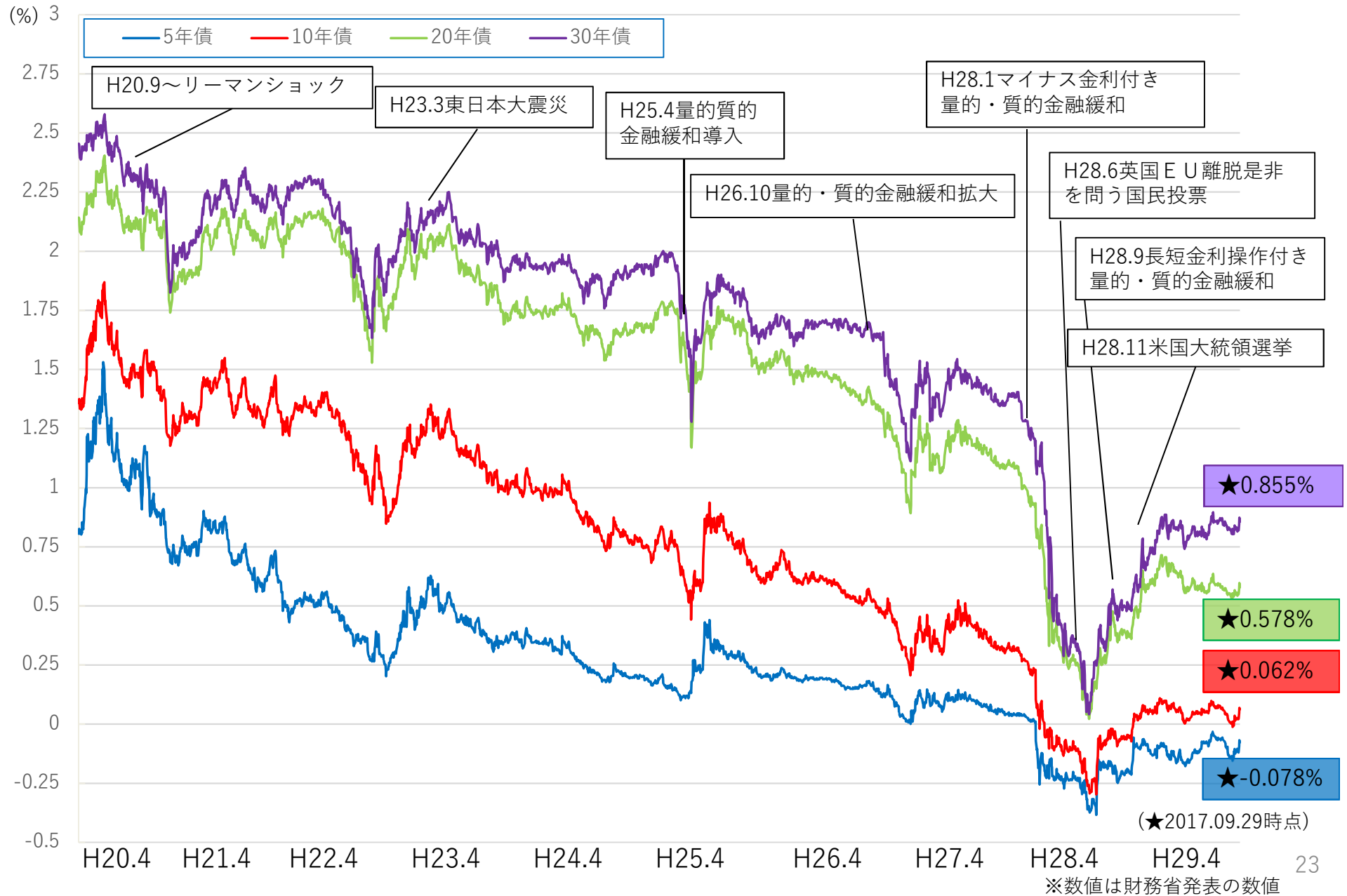
- ・ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成
- ・ 地方公営企業会計適用拡大
- ・ 地方公営企業の経営戦略の策定

《回数》

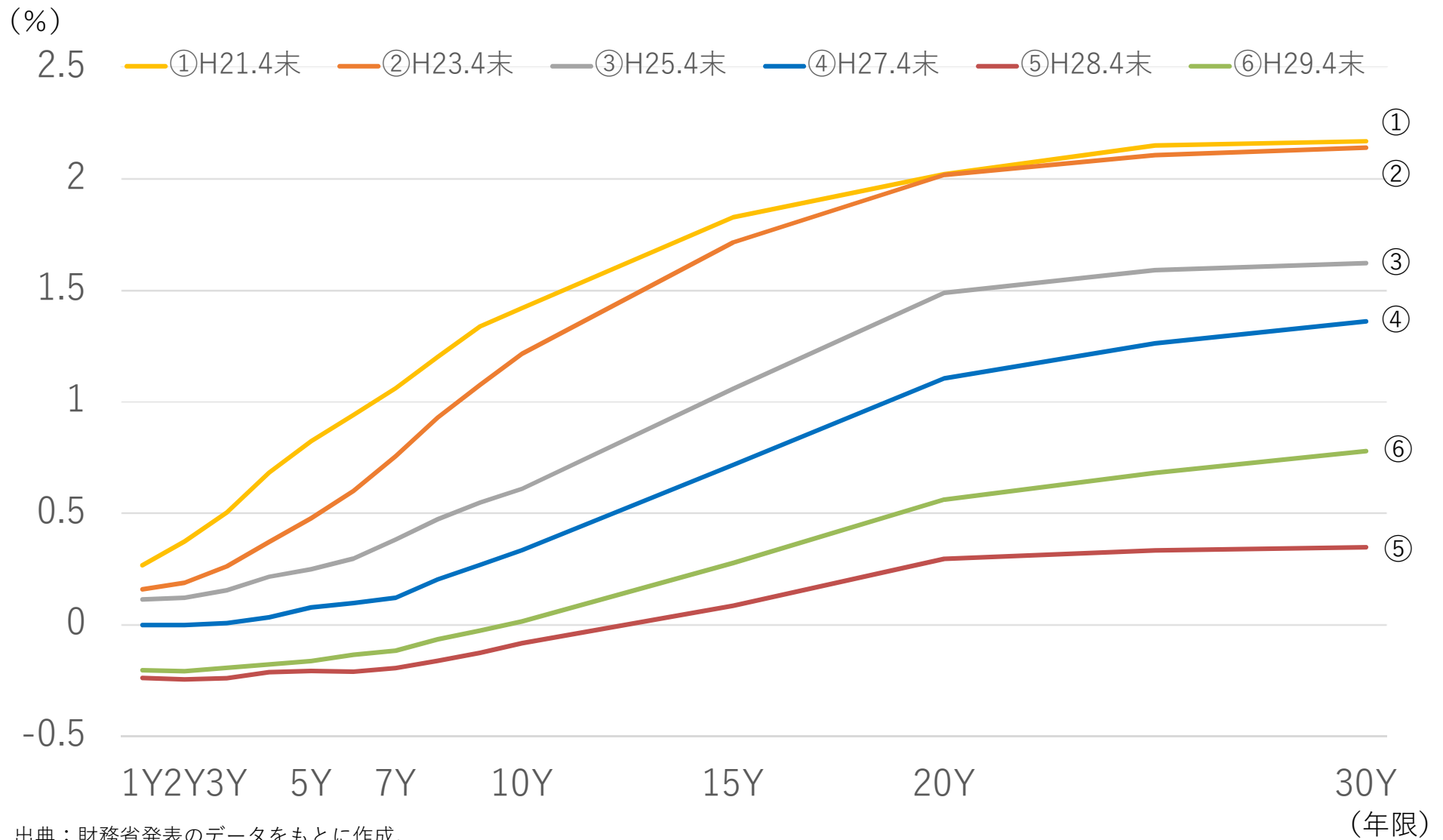
平成24年度	45回
平成25年度	50回
平成26年度	44回
平成27年度	69回
平成28年度	113回

地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等

市場環境（日本国債の金利の推移（H20.4～））

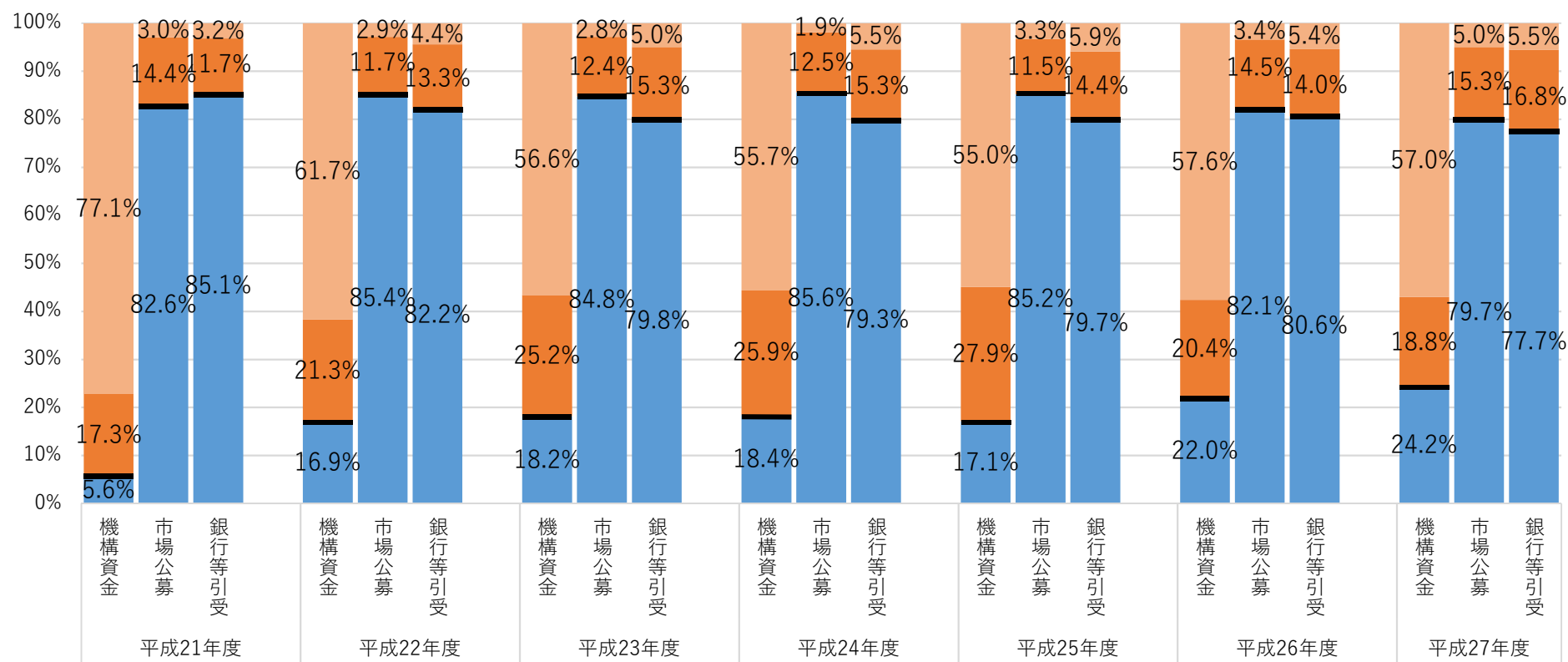


市場環境（日本国債のイールドカーブ）



地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況①

- 地方公共団体による資本市場（市場公募及び銀行等引受）からの資金調達は、償還期間が20年未満の資金が約8割（平成27年度：市場公募79.7%、銀行等引受77.7%）と大半を占めている。
（平成27年度は20年以上の資金の割合が増加）
- 一方、機構からの資金調達については、20年以上の資金が約8割（平成27年度：20年18.8%、20年超57.0%）を占めている。

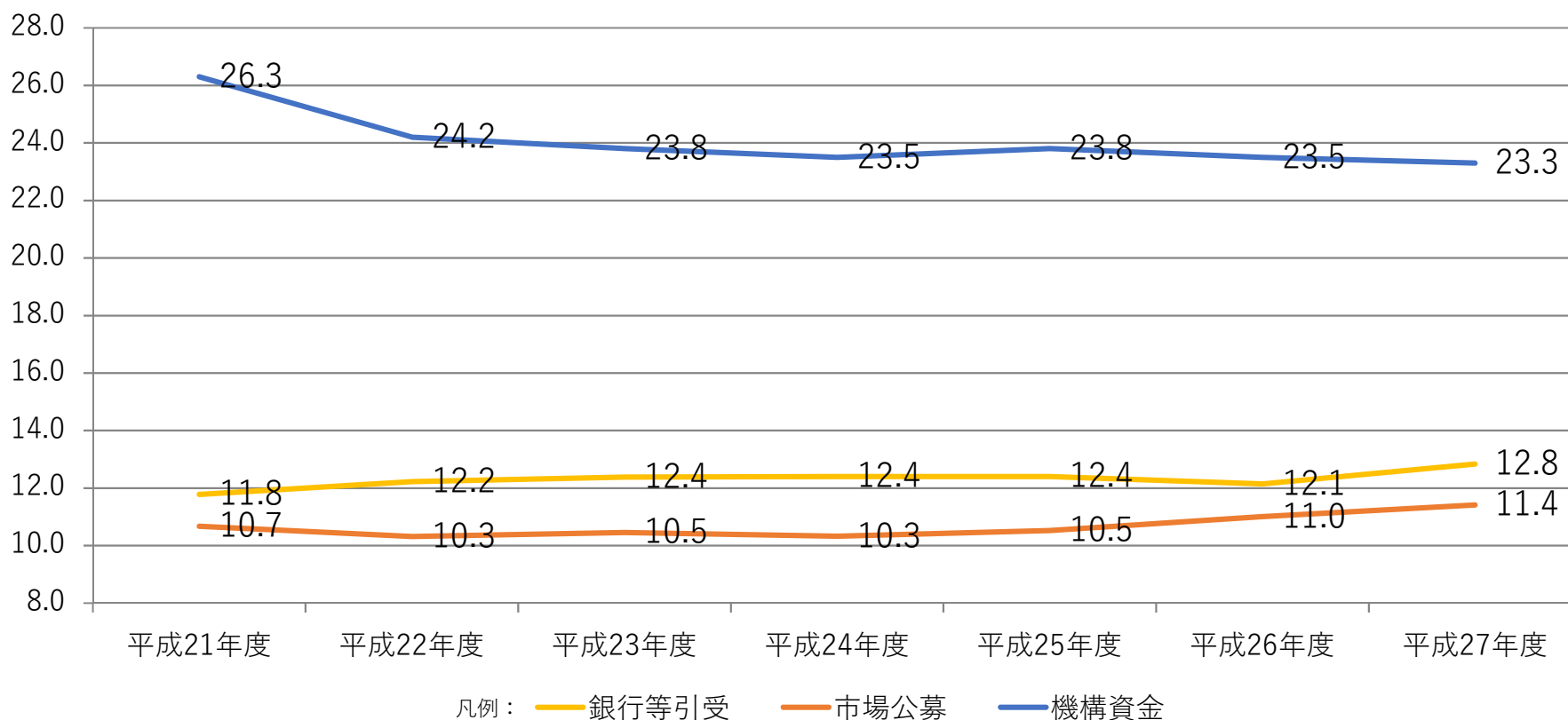


※ 機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）及び臨時財政対策債を除く。 凡例：■ 20年未満 ■ 20年 ■ 20年超

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）、一般財団法人地方債協会及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況②

- 平均借入期間でも、資本市場（市場公募及び銀行等引受）からの借入期間の平均は10～13年程度で推移（平成27年度は若干の長期化）しているのに対して、機構資金の借入期間は、その約2倍の23年～24年程度で推移。
- このように、個々の地方公共団体では資本市場から長期資金を調達することに、引き続き、一定の限界があると考えられる。

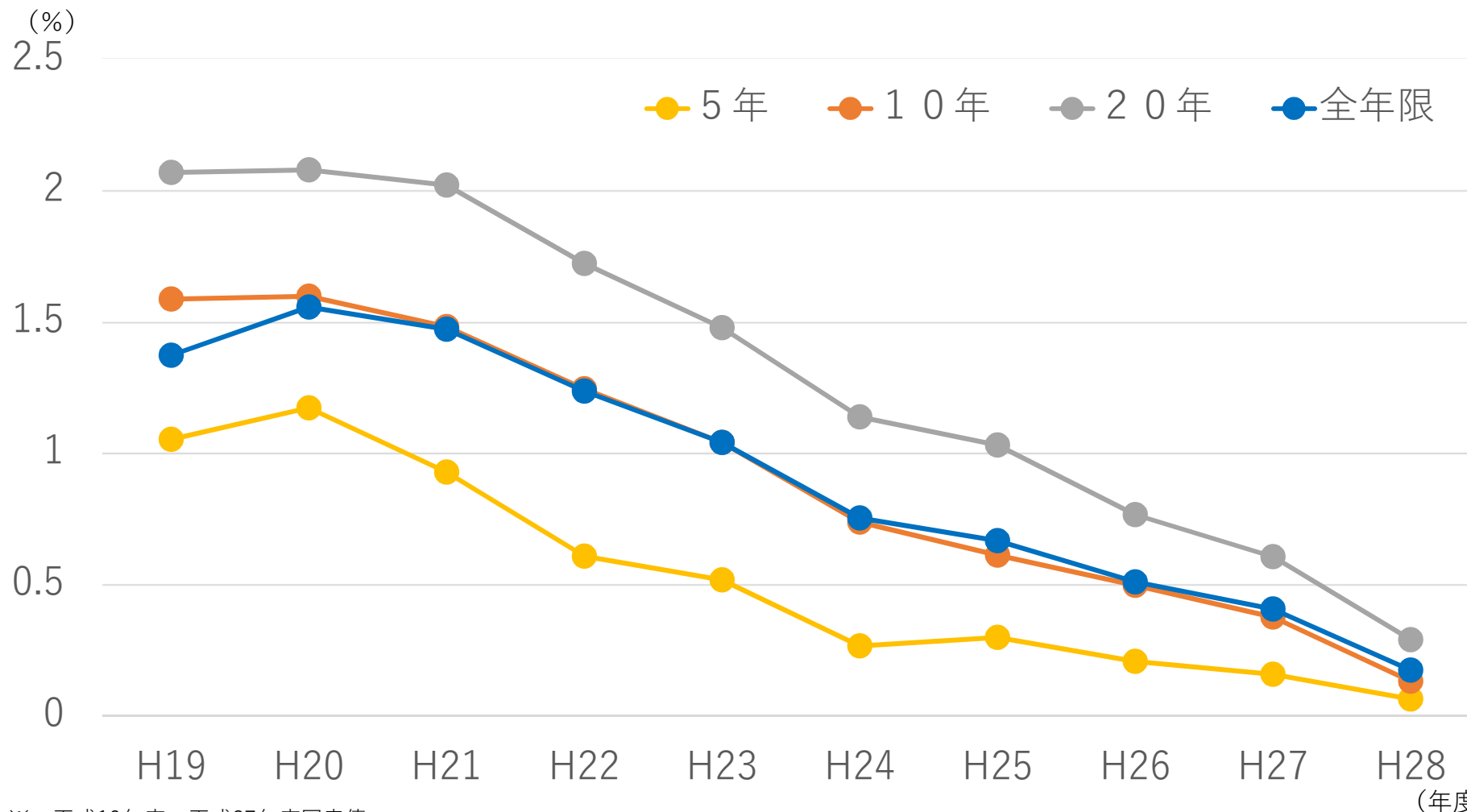


※平均年限は次のとおり算出（加重平均）：（借入額×借入年限）の総和÷借入額の総和
 ※機構資金は、東日本大震災関連（旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債）及び臨時財政対策債を除く。

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）、一般財団法人地方債協会及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況③

○ 市場金利が歴史的な低水準となる中、地方公共団体による民間金融機関からの借入利率も過去に例がないほど低下している。



※ 平成19年度～平成27年度同意債。
 ※ 全期間固定金利のみ。満期一括償還を除く。
 ※ 各年度の利率は、全団体の1年間の表面利率の加重平均
 (5年：借入月数57～63ヶ月 10年：同117～123ヶ月 20年：237～243ヶ月)

出典：銀行等引受借入状況調（総務省調査）のデータをもとに作成。

(参考) 日本銀行及び金融庁のレポート

< 日本銀行 >

金融システムレポート（平成28年10月）抄

- 「国債金利が中期から長期ゾーンにかけてマイナスになる状況を眺め、デュレーションを一層長期化し、利回りを確保しようとする動きがみられた」
- 「優良企業向けや地方公共団体向けにおいて、採算割れとなると考えられる新規貸出が散見される。」
- 「低金利環境が続くもとで、デュレーションを長期化させ高水準の円金利リスクを維持しているほか、外貨金利、株式、不動産、為替など多様なリスクを取るようになってきている。特に、基礎的収益力の弱い地域金融機関ほど、市場性リスク資産を積み増す傾向がある（中略）市場性リスク資産を積み増すことは一つの選択であるが、この場合、リスクファクターの変動がもたらす影響を横断的に把握し、リスクの大きさに応じた管理・運用体制を整備することの重要性は一段と増すことになる。」

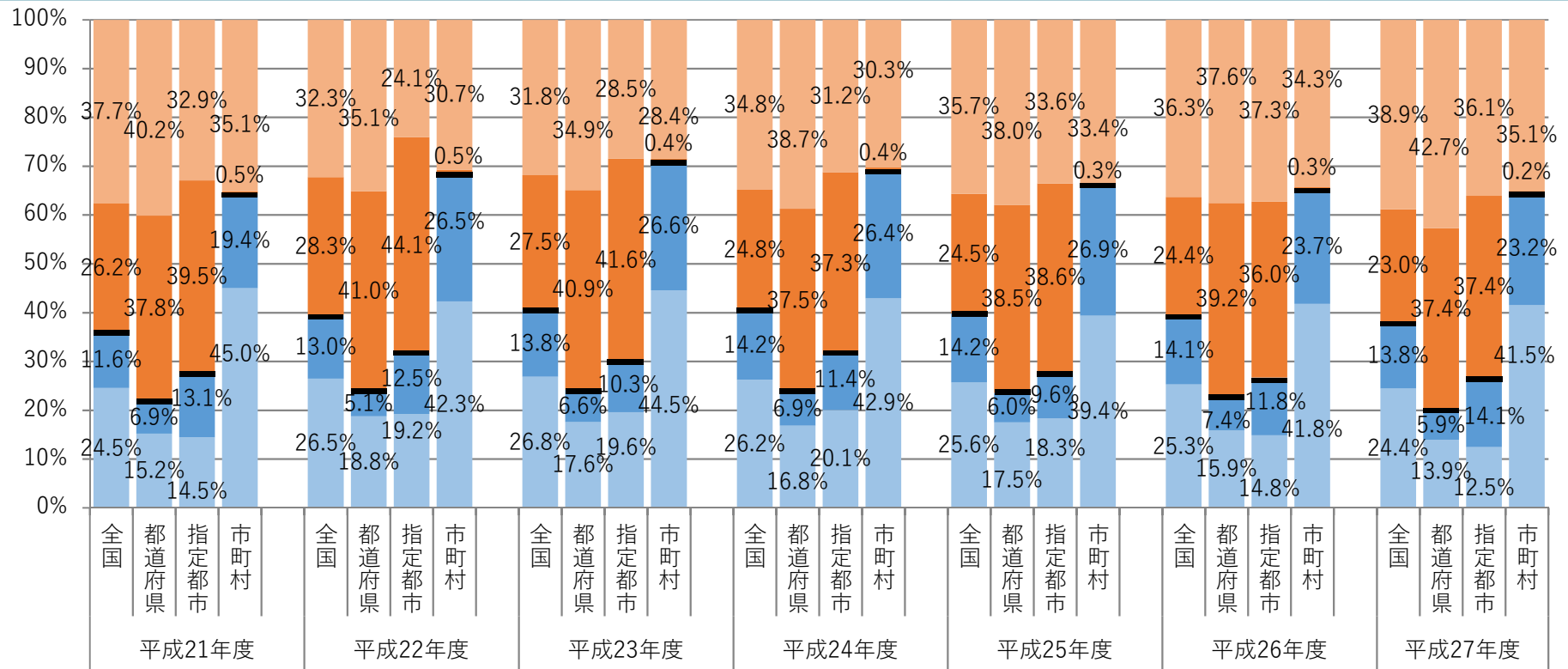
< 金融庁 >

金融レポート（平成28年9月）抄

- 「顧客のニーズを捉えた特徴のあるビジネスモデルを志向することなく、従来のように、担保・保証等で保全がなされている先や、信用力に問題のない大企業等を中心に、単純に貸出残高を積み上げることにより収益を拡大することは、更に困難となるおそれがある。」
- 「今後、金利低下が継続する中、短期で調達し、中長期の貸出や有価証券運用を行う単に長短の金利差を利用しただけのビジネスモデルの持続可能性について検証が必要である。」

小規模団体への資金供給の状況（セーフティネット①）

- 全国ベースでは、民間等資金（市場公募＋銀行等引受）と公的資金（財政融資資金＋機構資金）の割合は概ね6：4で推移している。
- 都道府県では、概ね8：2、指定都市では、概ね7：3で推移している。
- 一方、市町村では、概ね3：7で推移しており、都道府県や指定都市に比べて公的資金の割合が高く、公的資金が小規模団体の資金調達を支えている状況。



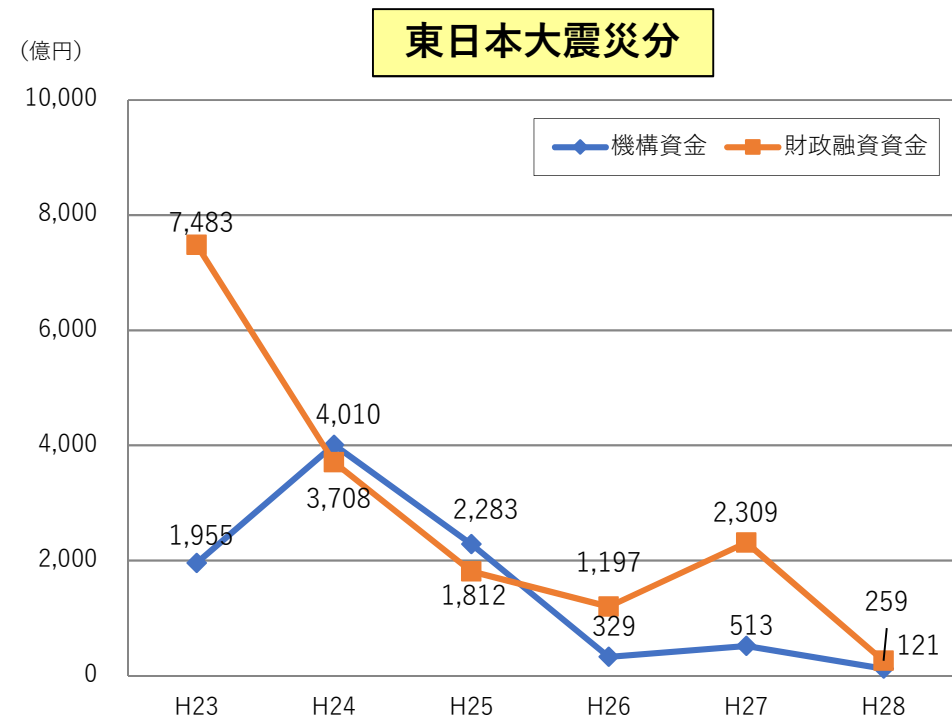
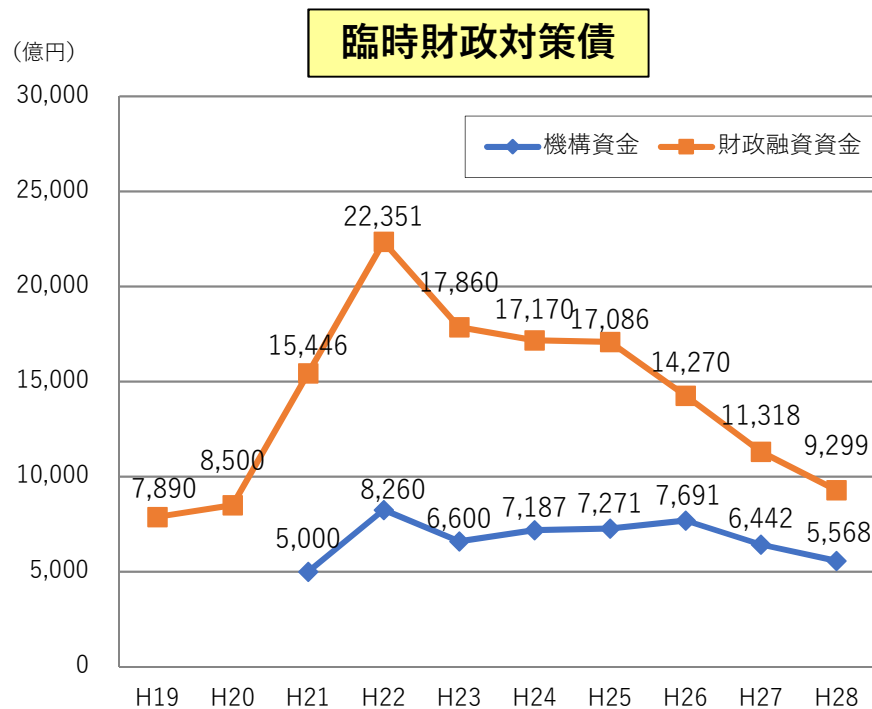
※ 市町村には特別区を含む。

凡例：■ 財政融資資金 ■ 機構資金 ■ 市場公募 ■ 銀行等引受

出典：地方債統計年報をもとに作成
発行（予定）額ベース

危機対応時の資金供給の状況（セーフティネット②）

- リーマンショックへの対応として、一般会計に資金を融通できる地方公共団体金融機構に改組され、巨額の財源不足に対応するため、平成21年度から臨時財政対策債に係る貸付を実施。
- 東日本大震災については、関連する事業の円滑な推進のため、全額公的資金で対応することとされ、機構としても必要な資金を供給。



※ 金額は、各年度の補正後の地方債計画計上額

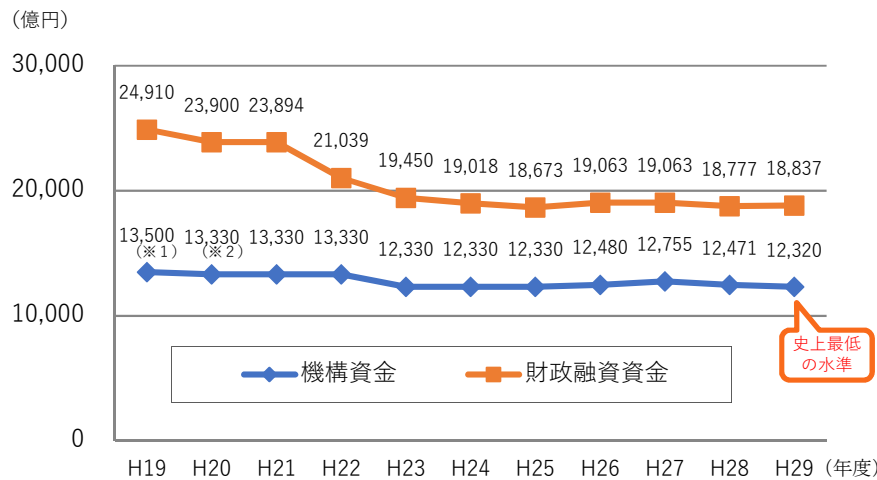
※ H23東日本大震災分については、補正により増額された災害復旧事業と創設された緊急防災・減災事業を足し合わせた額。

業務の重点化

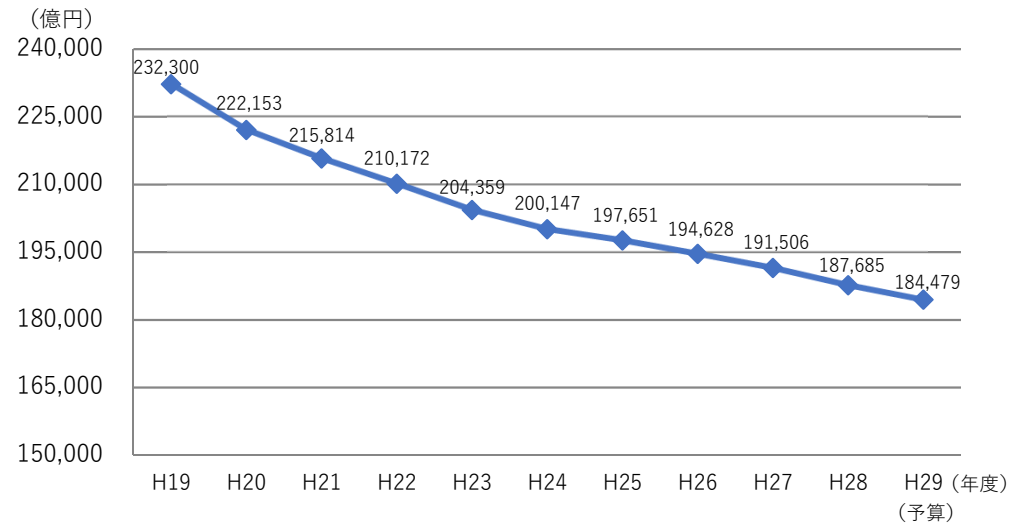
貸付規模等の状況

- 機構資金の貸付規模（地方債計画（当初）計上額）は、低金利下において地方公共団体の長期資金のニーズが高まる中、機構法第30条第2項の趣旨を踏まえ、資本市場からの資金調達を補完する観点から、段階的に縮減してきたところ。
- 具体的には、臨時財政対策債及び東日本大震災への対応分を除き、平成19年度の地方債計画を下回る規模で推移。
- なお、貸付残高についても、公庫時代に比べて貸付規模が減少していること等から、平成19年度と比較して2割以上減少。

貸付規模 ※通常収支分（当初）、臨時財政対策債を除く



貸付残高 ※臨時財政対策債を除く



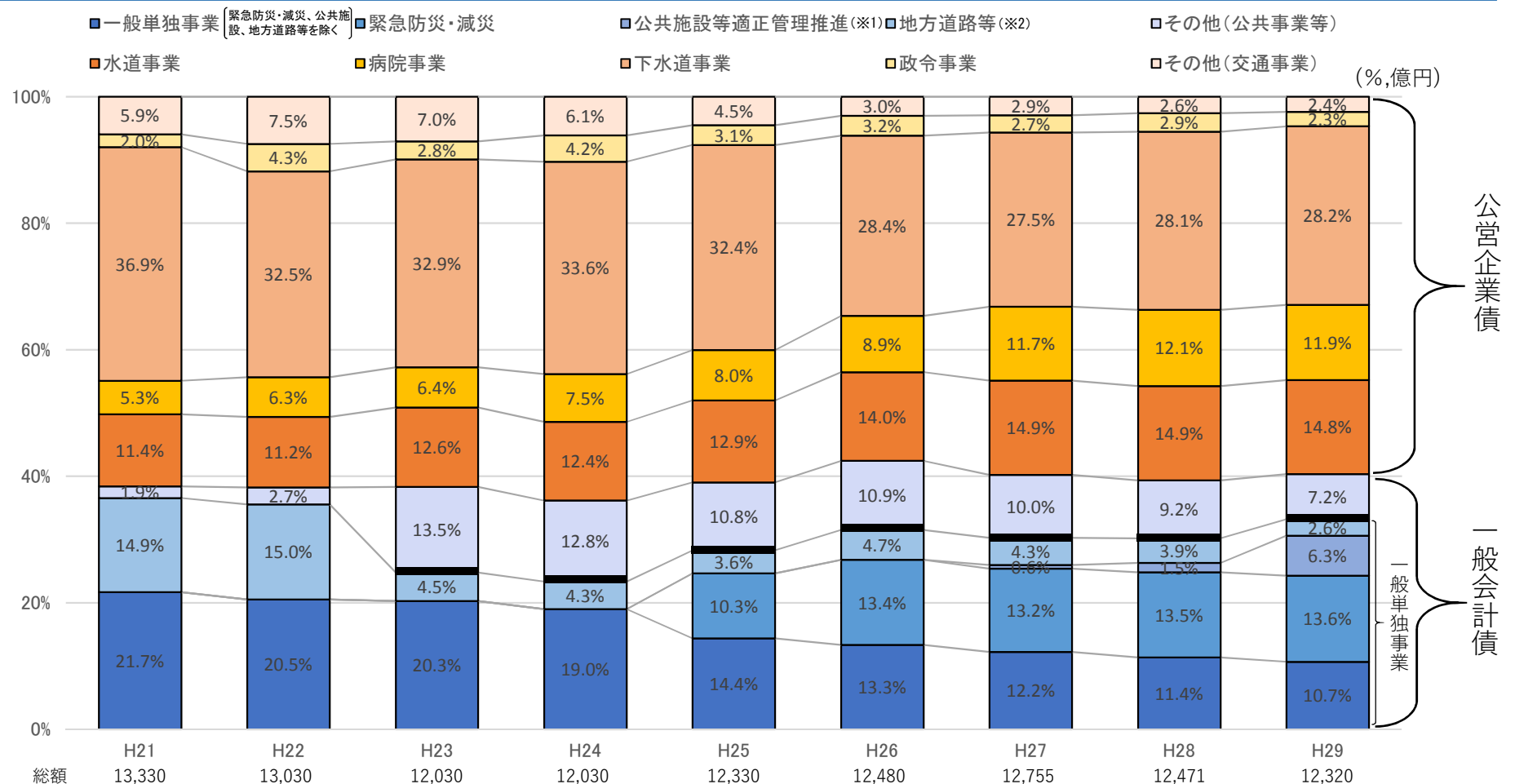
※1 公営企業金融公庫資金。

※2 公営企業金融公庫資金と地方公営企業等金融機構資金を足し合わせた額。

重点的な貸付事業（地方債計画（当初）ベース・機構資金）

- 地方公共団体のニーズを踏まえ、一般会計では、近年、緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業をはじめとする一般単独事業が増加。
- 公営企業は水道・下水道・病院の3事業で8割を超える規模で推移。工業用水、電気・ガス事業などの政令事業（※）については、個別地方団体の具体的なニーズに対応してきたところ。

※ 公営企業債のうち、工業用水道事業、電気事業、ガス事業、港湾整備事業（一部に限る）、介護サービス事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、駐車場事業、産業廃棄物処理事業



(※1) H28以前は公共施設最適化債

(※2) H21、H22の地方道路等整備事業には一部交付金事業が含まれるが、同事業はH23に創設された公共事業等（上記その他の内数）に移行

(参考) 機構資金（公営企業債）の推移（地方債計画（当初）ベース）

（単位：億円）

	地方債計画項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
法律に掲げる事業	水道事業	1,515	1,455	1,512	1,496	1,595	1,750	1,902	1,857	1,829
	交通事業	790	971	848	733	557	374	373	326	295
	病院事業（※1）	709	818	765	908	985	1,114	1,490	1,506	1,467
	下水道事業	4,923	4,240	3,955	4,039	3,994	3,550	3,514	3,510	3,477
	公営住宅事業（※2）	248	207	197	190	166	153	141	127	120
	小計	8,185	7,691	7,277	7,366	7,297	6,941	7,420	7,326	7,188
政令で定める事業	工業用水道事業	139	143	136	170	145	115	97	114	104
	電気事業・ガス事業	14	61	65	70	115	126	91	94	86
	港湾整備事業	51	43	47	52	40	44	40	32	29
	介護サービス事業（※1）	4	11	9	13	2	5	7	20	9
	市場事業・と畜場事業	48	302	72	182	74	95	100	95	46
	観光その他事業（※3）	16	5	13	16	10	11	11	9	7
小計	272	565	342	503	386	396	346	364	281	
計	8,457	8,256	7,619	7,869	7,683	7,337	7,766	7,690	7,469	

※1 病院事業と介護サービス事業は、地方債計画上同一項目のため、地方債計画額積算基礎等を用いて機械的に区分

※2 公営住宅事業は、地方債計画上は一般会計債の公営住宅事業に該当

※3 観光その他事業は、観光施設事業、駐車場事業及び産業廃棄物処理事業で構成

自主的かつ一体的な経営の確立

自主的かつ一体的な経営の確立

- 地方共同法人である機構（一般勘定）に対する国の関与は、違法行為の是正要求等、適法性のチェックのための必要最小限のものとなっている。
- 一方、公庫債権管理業務（管理勘定）に関する関与についても、旧公庫に比べれば限定的なものに止まっており、これまでの運用においても、機構全体の経営に特段の支障は生じていない。
- 設立後10年目を迎え、現行制度に則った運用を通じて、公庫債権の管理を適切に行いながら、地方公共団体に対する長期・低利の資金供給をはじめ、求められる役割を適切に果たしてきたところであり、地方共同法人として自主的かつ一体的な経営が、市場における評価も含め、確立・定着してきたものと認識。

<参考> 主な国の関与の変遷

旧公庫

根拠 (公庫法)	項目	関与の内容
§ 22	事業計画及び資金計画	4半期ごとの認可
§ 23	債券の発行	発行ごとの認可
§ 28	予算	主務官庁を通じ財務省に提出・調整、国会承認
§ 28	決算	主務官庁を通じ財務省に提出・承認、国会報告
§ 37	報告及び検査	この法律を施行するため必要があると認めるとき
§ 35	監督	この法律を施行するため必要があると認めるとき



機構（一般勘定）

根拠 (機構法)	項目	関与の内容
§ 34	事業計画及び資金計画	届出
§ 40	債券の発行	関与なし
§ 34	予算	届出
§ 36	決算	届出
§ 50	報告及び検査	違法行為等があったとき等
§ 51	是正要求	違法行為等があったとき等

機構（管理勘定）

根拠 (機構法)	項目	関与の内容
附 § 15	収支計画	公庫債権管理計画の年度ごとの認可 (債券の発行に関しては発行後に報告)
附 § 15	債券の発行	
附 § 15	予算	
§ 36	決算	届出
附 § 20	報告及び検査	管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度
附 § 20	改善要求	管理勘定の財務の健全性及び公庫債権管理業務の適正な運営を確保するため必要な限度